

## 第14回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年8月26日(金) 午後2時45分～午後3時25分

2 開催場所 ありえコレジヨホール2階会議室

3 出席委員  
(農業委員)

1番	太田香代子	2番	廣瀬博一	3番	伊崎美代子	4番	木下勝徳
5番	小川一英	6番	植木健太郎	7番	楠田耕三	8番	平光正
10番	本多利任	11番	山下勝也	12番	山崎伸吾	13番	寺田健蔵
14番	水田 勇	15番	中村修治	16番	金子初夫	17番	馬場正国

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

20番	田中芳邦	21番	野原重光	23番	田中八郎	24番	本多正敬
25番	増田孝徳	26番	北岡新市	27番	内田一郎	29番	神崎好史
31番	石橋浩昭	32番	石橋浩昭	33番	山口俊一	34番	松尾和昭
35番	寺田俊秀	37番	原田久也	39番	浅田修弘	41番	三宅東英
42番	本多晋介	44番	山本敏晴	45番	宮崎陽一	46番	相良栄一郎
47番	本田勝彦						

4 欠席委員  
(農業委員)

9番 中野裕二

(農地利用最適化推進委員)

19番	吉岡長久	22番	中山秀樹	28番	末吉秀明	30番	中村康弘
36番	末續公德	38番	岡田裕弥	40番	柴内成世	43番	宮崎 努
48番	飛永敏博						

5 議事録署名委員 10番 本多利任 11番 山下勝也

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸 山口朋子

[ 日 程 ]

議案第58号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第59号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第60号	農用地利用集積計画の決定について
議案第61号	農用地利用配分計画(案)に係る意見について
議案第62号	空き家に附属した農地の指定について

- そ の 他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
  - ・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（〇〇） ただいまから第14回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、9番中野委員、22番中山推進委員、28番末吉推進委員、30番中村推進委員、36番末續推進委員、38番岡田推進委員、48番飛永推進委員から欠席の届けが来ております。まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席農業委員数は17名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 改めまして、こんにちは。

本日は、第14回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、先月の総会の折、説明いたしました利用状況調査（農地パトロール）も各地区計画を立てられ、順調に進んでいると思っております。厳しい暑さの中での業務となりますので、十分な暑さ対策を取っていただき、無理をされないように進めていただきたいと思います。

今後のスケジュールもかなりタイトになっておりますので、期間内の提出をよろしくお願いいたします。

また、本日はご案内のとおり、午後4時より農業者年金加入推進大会を関係する皆様もご参加いただき開催することになっておりますので、長時間にわたりますけれども、最後までよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から農業委員18名、出席委員現在17名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に10番本多委員、11番山下委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。2ページをお願いいたします。

今月の議案につきましては、贈与が1件、1,055平米です。あと、賃貸借権が1件の422平米の計2件になっております。

それでは、議案を読み上げさせていただきます。

（議案第58号 番号1～2を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われま。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっておりますので、まず1番の案件は深江の案件ですけれども、深江の委員さん、いかがでしょうか。

- (「異議ありません」との声)
- 議長 よろしいですか。  
2番の口之津の案件ですが、口之津の委員さん、いかがでしょうか。  
(「異議ありません」との声)
- 議長 よろしいですか。  
意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」との声)
- 議長 異議なしと認め、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について** 事務局より説明を願います。

事務局(〇〇) それでは、議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請書について説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1、布津町〇〇から深江町〇〇。土地、布津町〇〇の一部、地目が畑、現況畑です。地積が3,027平米のうち1,695平米となっております。申請の事由につきましては、目的が現場事務所及び駐車場。老人介護施設の工事期間中、申請地を借りて現場事務所及び工事車両、工事従事者用、また福祉施設職員用の駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては、使用貸借権を設定して、期間が許可日から来年の令和5年11月15日までとなっております。備考欄にありますとおり、農振農用地で、今回は一時転用ということでございます。

本案件の農地区分は、農業振興地域内の農用地に該当いたしますが、一時的な転用、3年以内とありますけれども、であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが認められないことにより許可することができるとされております。

現場事務所兼駐車場の面積1,695平米です。盛土・切土は行わず、砕石舗装を行います。現場事務所は、プレハブ平屋建ての建築面積36.96平米です。雨水に関しましては、砕石舗装のため自然流下となっております。汚水につきましては、簡易トイレを設置し、くみ取りいたします。雑排水につきましては、汚水と同様くみ取りを実施します。資金につきましては、自己資金により賄われます。

なお、農用地の一時転用ですので、8月22日に農林課より異議がない旨の回答を得ております。以上でございます。

議長 一時転用ということで、令和5年11月15日までということであります。

この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。24日、午前9時から30分ぐらい、現地へ行ってきました。現地には、〇〇会長、〇〇事務局長、ほか〇〇委員、布津の〇〇委員、ほか事務局3名で行ってまいりました。場所は、この地図ですと分かりにくい部分があると思いますが、右側の斜めに走っている線が広域農道ですね。右側の、下から2番目かな。赤で書いてあるのが市営の〇〇団地という団地があります。それを山側に200mぐらい上ったところですけども、合併前は、この線は布津の2号線と言っておった線で、真っすぐ上りますと町営グラウンドの裏側に出る道であります。現場は老人ホームの〇〇というのがありまして、広域農道からも見えているところですが、その反対側に今説明のあったとおり、〇〇の改修に向けた業者の申請ということであります。

先ほど説明のあったとおり、雨水に関しては碎石の自然流下となっておりますので、現状と変わりはないのではないかなと思っております。それから、土地改良、いわゆる基盤整備地ですけれども、約1年3か月、10月ぐらいには完成するだろうという話でしたけれども、1年2か月程度一時転用ということで、土地改良区等、8月16日付の意見書も出ているので、逆に言えば不許可にする事由が見当たらないという感じであります。以上です。

議長 はい。ここに事務所を建てられるようですね。仮設トイレの設置については。

事務局（〇〇） それでは、説明いたします。

現場事務所に仮設トイレを設置するというので、こちらにつきましては、先日の現地調査のときに委員さんのほうからの指摘もありまして、仮設、1年以上の長期間であるものですから、仮設トイレ等設置したほうがいいのではないかとということでありました。協議していただいた結果、現場事務所を設置して、その入り口の手前に仮設トイレを設置するというので、申請をそのように変更されておりますので、よろしく申し上げます。

あと、先ほど農業委員さんからもちょっと言われましたけれども、この申請地が土地改良区内の農地になっておりますので、8月16日付で、土地改良区からこの事業をしても差し支えないという意見書をいただいておりますことを報告いたします。以上です。

議長 事務局の付け加えの報告と現地調査委員からの報告ありましたが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員さんの説明どおり、何ら問題なかったと思います。以上です。

議長 ほかの委員さんから、何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご異議等ありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、この案件は農業振興地域内の農用地内の農地で1,000平米以上の転用許可申請であり、県下農業委員会の申合せにより長崎県農業会議に諮問することとなっておりますので、許可相当として県農業会議に諮問することとし、その後、県農業会議の意見を付して県へ進達いたします。

次に、**議案第60号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 議案第60号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

4ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権、新規が7件、8,810平米、再設定が4件の7,114平米の計11件の1万5,924平米です。使用貸借権が新規のみ1件の6,472平米。所有権移転が売買4件の1万1,856平米です。中間管理事業（一括方式分）につきましては、新規で、賃貸借権が4件の5,832平米、使用貸借権が3件の4,270平米、合計の7件、1万102平米です。

それぞれの個別の案件につきましては朗読いたします。なお、再設定及び一括方式については、朗読を割愛させていただきます。

それでは、4ページをお願いいたします。

（議案第60号 賃貸借権 番号1～7新規設定、使用貸借権 番号12新規設定、所有権移転 番号13～16を朗読）

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われま。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、議案第60号 農用地利用集積計画を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画は承認することに決定いたします。

次に、議案第61号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第61号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について説明いたします。9ページをお願いいたします。

今回、使用貸借権が1の2万9,367平米、賃貸借権が5件の5,162平米となっております。

それでは、議案のほうを朗読いたします。

番号1、加津佐町の〇〇から加津佐町の〇〇へ。加津佐町〇〇外22筆になります。それで、地目田・畑になります。合計が2万9,367平米となっております。こちらにつきまして、使用貸借権で、開始が令和4年10月10日から令和9年12月9日までです。

次、2番、有家町の〇〇から口之津町の〇〇へ。土地が南有馬町〇〇、畑、765平米を令和4年10月10日から令和7年10月12日までの賃貸借。

3番、南有馬町の〇〇から口之津町の〇〇へ。南有馬町〇〇、畑の861平米も先ほどと同じ期間で賃貸借権となっております。

4番、南有馬町の〇〇から同じく口之津町の〇〇へ。南有馬町〇〇、畑、907平米も同じ期間の賃貸借権となっております。

5番、南有馬町の〇〇から同じく口之津町の〇〇へ。南有馬町〇〇、畑、1,106平米を同じ期間の賃貸借権。

6番、南有馬町の〇〇から同じく口之津町の〇〇へ。南有馬町〇〇外1筆、いずれも畑、合計が1,523平米を同様の期間の賃貸借権となっております。以上でございます。

議長 この議案に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 この口之津町の〇〇という方は、団地に住んでおって、畑をするというのはどういう、利用貸借権というのはどういうことですか。農業をしているのかと思ひまして。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 〇〇ですけれども、ご出身は加津佐町の農家の方になります。若い世帯ですので、今、住まいは団地のほうに住んでいるという状況でございます。

〇〇番〇〇委員 分かりました。別世帯ね。

議長 よろしいですかね。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、農用地利用配分計画を妥当として報告してよろしいでしょうか。  
（「異議なし」との声）

議 長 異議がないようですので、農用地利用配分計画は妥当として報告いたします。

次に、議案第62号 空き家に附属した農地の指定について 事務局より説明をお願いします。  
事務局（〇〇） それでは、議案第62号 空き家に附属した農地の指定について説明いたします。

10ページをお願いいたします。

原則として、農地法第3条の許可をするために、本市では、町ごとに、30aから50aまでの下限面積を設定しております。南島原市においては、定住促進と遊休農地の解消の目的のため、去る令和3年4月1日付で南島原市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準を定めております。

市が運営する南島原市空き家情報（空き家バンク）に登録がある空き家の所有者が所有している農地について、空き家を取得するときに限って、農地法第3条の許可を認めるため、農業委員会として農地を空き家に附属した農地に指定するものでございます。

それでは、案件について朗読いたします。

1番、大分市の〇〇、土地が深江町〇〇、地目が畑、面積が109平米になっております。備考欄にあります、空き家バンクの所在地は、深江町〇〇、隣接地になります。空き家バンクの登録日が令和4年6月15日となっております。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。24日、9時30分前後、20分ぐらいかけて、〇〇委員と深江の〇〇委員、それから事務局3名で見てまいりました。場所は、深江のことは詳しくないんですけども、広域農道から直線に入ったところで、場所は、信号機のあるところですけども、葉タバコの共同乾燥室がある、そこから山側に上った、四、五百m上ったところですね。自治会は〇〇自治会というところですけども、その〇〇自治会の一画に最初に通るところかな。そこに、ちょっと入り込んだところに申請地があるわけですけども、今、事務局からの説明のあったとおり、これは約一畝ぐらいの、言えば家庭菜園ですけども、これも空き家に附属する農地というところで認めていただきたいというふうに見てまいりました。ちょっと荒れていますけれども、これはもう空き家自体がちょっと所轄も違いますし、あえてコメントは差し控えたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員からも言われましたように、住宅の隣接するところですが、何分荒れ放題というか、現在のところは荒れて、農地にちょっとこの写真で見ると無理かなという状況ですけども、去年、農業委員の方が行かれたときには、更地で、畑として、利用できるような感じだったそうなので、もう少し整備をしていただければすぐ使えるような畑だと思うので、持ち主の方で整備をされるか、近隣の方にちょっと頼まれて整備していただければ問題はないと思いました。以上です。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありません  
（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、原案どおり決定することでよろしいでしょうか。  
〇〇番〇〇委員、どうぞ。

〇〇番〇〇委員 これ、畑とは見えないような状態であり、何でもかんでも空き家に附属した農地に指

定しよったら、結局、農業委員会で整備して畑にしなければならなくなるのではないか。  
写真では、見た目じゃもう完全に畑に見えない。

議長 農地でありますので、現状は荒地でしょうけれども、改修してもらえば畑として活用できる状況ではあったと思いますけれども。

事務局、何かありますか。

事務局（〇〇） 一応、農地も含めたところですけども、宅地も含めて管理については、基本所有者が管理するという形になっております。この農地についても、恐らく昨年見に行ってはいるのですが、そのときには、まだきれいに管理されていたということですので、定期的に管理はされているのかなど。何分遠方でこのご時世なので、なかなか帰ってこれない状況なのかどうかは分かりませんが、この農地を取得される方が決まるまでは、あくまで所有者の管理という形になります。以上です。

議長 よろしいでしょうか、今の意見で。

ほかに皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ほかにご意見がありませんので、原案どおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、原案どおり空き家に附属する農地に指定することに決定いたします。

11 ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

12 ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。